

第8 税制の状況

- 1 平成 22 年度の税制改正の概要 139
- 2 平成 22 年度の県税の概要 144

1 平成22年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
総 則	<p>法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられました。</p>
個 人 住 民 税	<p>(1) 平成 24 年度から、扶養親族のうち、16 歳未満の者に対する扶養控除を廃止することとされました。</p> <p>(2) 平成 24 年度から、特定扶養親族のうち、16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分 (12 万円) を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とすることとされました。</p> <p>(3) 平成 24 年度から、同居の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に 23 万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に 23 万円を加算する措置に改めることとされました。</p> <p>(4) 平成 23 年 1 月 1 日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとされました。</p> <p>(5) 平成 24 年度から、調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(6) 平成 25 年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(7) 平成 25 年度から、生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を 7 万円とすることとされました。</p> <p>① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等 (以下「新契約」といいます。) に係る控除</p> <p>イ 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除 (適用限度額 28,000 円) が設けられました。</p> <p>ロ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 28,000 円とされました。</p> <p>ハ 各保険料控除の控除額の計算については、年間の支払保険料等が 12,000 円以下の場合、支払保険料等の全額、12,000 円超 32,000 円以下の場合、支払保険料等×1/2+6,000 円、32,000 円超 56,000 円以下の場合、支払保険料等×1/4+14,000 円、56,000 円超の場合は 28,000 円 (一律) とされました。</p> <p>② 平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等 (以下「旧契約」といいます。) については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除 (それぞれ適用限度額 3.5 万円) を適用することとされました。</p> <p>③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合については、①ロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額 (適用限度額 28,000 円) とされました。</p> <p>イ 新契約の支払保険料等につき、上記①ハの計算式により計算した金額</p> <p>ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記②の従前の保険料控除を適用して計算した金額</p> <p>(8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が 2 年延長されました。</p> <p>(9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が 2 年延長されました。</p> <p>(10) 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得</p>

個人住民税	<p>を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとされました。</p>
地方法人課税	<p>(1) 法人住民税について、完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられました。</p> <p>① 清算所得の廃止に伴う所要の措置が講じられました。</p> <p>② 法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこととされました。</p> <p>(2) 法人事業税について、完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられました。</p> <p>① 清算所得の廃止に伴う所要の措置が講じられました。</p> <p>② みなし事業年度について、国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられました。</p>
法人事業税	<p>(1) 法人事業税の資本割の課税標準について、資本金又は資本準備金を欠損のてん補又は損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置が講じられました。</p> <p>(2) ガス供給業を行う法人の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</p>
不動産取得税	<p>(1) 特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人からその残余財産を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、その残余財産である不動産について、非課税とする特例措置が講じられました。</p> <p>(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加することとされました。</p> <p>(3) 次のとおり、税負担軽減措置等の適用期限が延長されました。</p> <p>① 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。</p> <p>② 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。</p> <p>③ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</p> <p>④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が1年延長されました。</p> <p>⑤ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</p> <p>(4) 次のとおり、税負担軽減措置等の縮減・合理化が行われました。</p> <p>都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に</p>

不 動 産 取 得 税	<p>係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、当該不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合が除外されました。</p> <p>(5) 次の税負担軽減措置等が廃止されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置 ② 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置 ③ 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置 ④ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置 ⑤ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置 ⑥ 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置 ⑦ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置 ⑧ マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除きます。）に係る課税標準の特例措置 ⑨ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置 ⑩ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置 ⑪ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限り。）に係る課税標準の特例措置 ⑫ 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置 ⑬ 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置 ⑭ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置 ⑮ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置 <p>(6) 次の税負担軽減措置等については、適用期限を延長した上で、次の適用期限到来時には再延長しないこととされました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定
-------------	--

不動産取得税	<p>事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>③ 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>④ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>⑤ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置</p>
自動車税	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、適用期限が2年延長されました。</p>
自動車取得税	<p>(1) 環境への負荷の少ない自動車の取得に対して、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとされました</p> <p>① 税率が75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車 ・平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの <p>② 税率が50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの <p>(2) 環境性能に優れたディーゼル車の取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を拡充した上、その適用期限が延長されました。</p> <p>(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、軽減対象を拡充した上、その適用期限が2年延長されました。</p> <p>(4) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、その適用期限が2年延長されました。</p>
暫定税率等	<p>(1) 軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとしたほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置が創設されました。</p> <p>(2) 自動車取得税については、改正前の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとされました。</p> <p>(3) 自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じることのないよう、当分の間、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引き上げることとされました。</p>
道府県たばこ税及び市町村たばこ税	<p>(1) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税については、1,000本につき430円、市町村たばこ税については、1,000本につき1,320円引き上げることとされました。</p> <p>(2) 旧3級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税については、</p>

道府県たばこ税及び市町村たばこ税	<p>1,000 本につき 205 円、市町村たばこ税については、1,000 本につき 626 円引き上げることとされました。</p> <p>(3) 平成 22 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととされました。</p> <p>(4) 納付された市町村たばこ税の額のうち課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村から都道府県に対して交付することについて、当該課税定額の算定の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を 2（改正前 3）とすることとされました。</p>
------------------	---

2 平成22年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)平成21年10月から年金引き落とし 10月・12月・2月 その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円		
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額(国税)	5.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%)	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額		5%	翌月の10日(毎月)
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額		3%	翌月の10日(毎月)
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額		3%	翌年の1月10日
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合には第1期に全額納付)
※1 法 人 の 事 業 税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額		0.7%	法人の県民税と同じ
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 ……1.5% 400万円を超え800万円以下の額 ……………2.2% 800万円を超える額…2.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……2.9% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超え800万円以下の額 ……………4.0% 800万円を超える額…5.3% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……5.3%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超える額…3.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……3.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	※41,000本につき 1,074円 (旧3級品は1,000本につき511円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円	
			自家用		
トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円～29,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算			
トラック	自家用 積載量8トン以下	8,000円～40,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
※3自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	13%	核燃料挿入日から 2月後の月の末日
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月 末日

※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税(国税)が課されます。

※2 電気自動車、天然ガス自動車及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約25%～50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算

※3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。

※4 平成22年10月1日以後に売渡し等が行われたものは、1,000本につき1,504円(旧3級品は1,000本につき716円)